

## 主な県関係機関からの意見に対する事業者の見解

No.	ページ	区分	意見内容	事業者の見解
1	2-1	事業計画	2-1対象事業の目的 主務省令に基づき、環境保全の配慮に係る検討の経緯及びその内容について記載すべきなので、事業を計画するにあたって、環境保全の配慮をどのように行ったか、現段階で可能な範囲で見解として示すこと。	発電施設の配置計画について、取水設備については既設設備を有効利用することや、発電所を既設発電所の構内に設置することで、改変面積を可能な限り小さくするよう検討しました。また、新たな減水区間が生じないよう検討しました。
2	4-11 4-12 4-13 4-14	大気質	第4-2-2表(1)～第4-2-2表(4) ・「工事用資材等の搬入」による大気質(窒素酸化物・粉じん等)への影響について、取水地点側の工事でも工事用車両の運行があるが、調査・予測地点として選定しない理由を明確にすること。 ・発生土の運搬車両の台数については、取水地点側と発電所側それぞれの発生土量が分からないと、取水地点側が主要な輸送経路ではないことを判断できないので、その見込みを示すこと。	・「3.調査地域」に記載のとおり、工事用資材等の搬出入に用いる車両が集中する主要な輸送経路として、調査・予測地点を選定しております。 ・現段階では、取水口側で約6万m <sup>3</sup> 、発電所側で約14万m <sup>3</sup> を想定しております。
3	2-19	土壌汚染	③土壌汚染 ・トンネル掘削や土地造成において、自然由来の重金属等が発生土に含まれるおそれがあるので、その場合の対応についても記載すること。 ・「工事中に汚染土壌の存在に係る情報が寄せられた場合」とあるが、具体的にどのようなケースを想定しているのか。土捨場に搬入するに当たり、発生土の土壌汚染の調査を事業者自ら行う予定はないのか。	・以下のように記載いたします。 「事業実施範囲には汚染土壌の存在は確認されていないが、工事中に汚染土壌の存在に係る情報が寄せられた場合には、「土壌汚染対策法」の規定に基づき適正に対処する計画である。」 ・近隣で実施された公共工事等で汚染土壌の存在に関する情報を入手した場合や、今後の調査の中で新たに周辺地域における土壌汚染の情報を入手した場合等を想定しております。また、発生土の土壌汚染の調査については、導水路坑口において地質調査した際のボーリングコアを用いて自主調査を実施しております。
4	4-10	植物動物	第4-2-1表 専門家の助言の内容 専門家の専門分野に加えて「大学教授」等の肩書きも記載すること。	専門家個人が特定されない範囲で、所属機関の属性を明らかにするよう準備書の段階で記載方法を検討します。